

# OSS申請の普及促進に係る封印取付け委託要領の改正

	現状	改正案
1. 完成検査終了証のある自動車	丁種受託者による封印取付けは、予備検査証、保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合に限定	「完成検査終了証」を追加
2. <b>ディーラーの販売する自動車</b>	丁種受託者による封印取付けは、「乙種及び丙種の構成員が販売する自動車」以外の自動車に限定	乙種及び丙種の構成員が販売する自動車であっても、その名において再委託(又は再々委託)ができない場合には丁種受託者による封印取付けを可能とする
3. 行政書士会の再委託	丁種受託者による再委託は、自県行政書士会に所属する行政書士に限定	他県行政書士会に所属する行政書士への再委託も可能とする
4. 行政書士間の再々委託	丁種受託者による再委託は、行政書士会と行政書士との間に限定	行政書士間による再々委託を可能とする

※ 封印の受領・送付については、他の行政書士に依頼することができる旨を明確化する

